

3. 特定事業の内容

基本構想に位置づけられる特定事業の整備は概ね平成22年を目標としているため、事業の実現性、その事業規模及び関連事業（土地区画整理事業等の整備に併せた整備）を考慮する必要があります。

よって、「優先的に整備するもの」と「その後整備するもの」と分け、特定事業を決定します。

また、事業の長期化が予想される箇所については、当面、現況の改良等で実施できるバリアフリー化に努めます。

3-1 公共交通特定事業

（事業主体：鉄道事業者、バス事業者）

【主な整備内容】

- 特定旅客施設内へのエレベーター又はエスカレーター等の整備
- 上記の整備における特定旅客施設の構造を変更する整備
- 旅客運送のためバス車両の低床化等の整備

① JR西日本

		整備計画	
		優先的に整備する内容	その後整備する内容
駅構内の実施事業	八本松駅	○各ホームへの昇降設備(エレベーター)の設置(平成15年度) ○駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良(平成15年度)	
	西条駅	○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備(エレベーター)の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良	
	西高屋駅		○駅及び駅周辺の整備にあわせて、各ホームへの昇降設備(エレベーター)の設置、駅舎内及びホームの視覚障害者誘導用ブロックの改良
その他		○社員のバリアフリーに対する教育訓練	

② 芸陽バス・中国JRバス

	整備計画
バス停等の実施事業	○バス停時刻表のバリアフリー化(時刻表の文字を見やすくする等) ○バス停での車外用放送等による、音声での行き先案内の実施
車両等の実施事業	○新規車両導入時はバリアフリー対応 [※]
その他	○社員のバリアフリーに対する教育訓練

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

【主な整備内容】

○歩道の拡幅、路面の構造の改善等

①-1 広島県（特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(一)西条停車場線 (ブルバール)	<p>○既存歩道における整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇すりつけ部の改良 ◇歩道面の不陸の解消 ◇街路樹を囲むブロックの段差解消 ◇視覚障害者誘導用ブロックの改良 <ul style="list-style-type: none"> ・不等沈下の解消 ・ブロック上の水たまりの解消 ・湾曲の解消 <p>○バス停の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ノンステップバスに対応したバス停の整備 ◇上屋、ベンチ等の整備 <p>○ソフト面での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇落ち葉清掃活動などの普及 <p>○街路樹の伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇街路灯の照度に影響を及ぼしている部分について
西高屋駅周辺	(主)東広島 本郷忠海線	<p>○既存道路整備によるバリアフリーに対応[*]した歩道（北側：W=3.5m）の設置</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックの設置</p>
	(一)西高屋 停車場線	○横断歩道上の目の粗いグレーチングの改良

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

①-2 広島県（準特定経路）

		整備計画
八本松駅周辺	国道486号	○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応 [*] した歩道の設置
	(主)馬木八本松線	○八本松駅前土地区画整理事業によるバリアフリーに対応 [*] した歩道の設置及び横断歩道橋設置箇所の歩道幅員の確保

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

②-1 東広島市（特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(市)栄町4号線 (中央通り) (市)本町上寺家線	○西条駅前土地区画整理事業及びみち再生事業によるバリアフリーに対応 [※] した整備を検討
	(市)中央巡回線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置、摩耗部分の改良 ○歩道すりつけ部の改良
西高屋駅周辺	(市)中島7号線	○既存道路整備によるバリアフリーに対応 [※] した歩道の整備

※資料の移動円滑化基準の概要を参照

②-2 東広島市（準特定経路）

		整備計画
西条駅周辺	(市)一町田吉行線	○視覚障害者誘導用ブロックの設置 ○歩道のすりつけ部に段差がない箇所へ、適切な段差の整備 ○目の粗いグレーチングの改良
西高屋駅周辺	(市)中島白市線	○目の粗いグレーチングの改良 ○側溝の改良 ◇道路の横断勾配の改良（両側）

3-3 交通安全特定事業

（事業主体：公安委員会）

【主な整備内容】

- 高齢者、身体障害者等の道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路標識または道路標示の整備
- 違法駐車等の取締りの強化やそれらを防止するための広報活動及び啓発活動等

①公安委員会

重点整備地区内の特定経路上において実施する事業
○高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規則の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等
○バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
○違法駐車行為の取り締まり強化、これらを防止するための広報活動・啓発活動、その他防止のための事業

【主な整備内容】

- 駅前広場やその周辺におけるバリアフリー化
○こころのバリアフリーの推進のための啓発活動等

①東広島市

	整備計画	
	優先的に整備する内容	その後整備する内容
八本松駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎へ移動するための昇降設備等（エレベーター等）の設置 ○トイレの設置（身体障害者用を含む） ○跨線橋の歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
西条駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○西条駅前土地区画整理事業による整備 ◇視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ◇バス停及びバス停から駅舎までの上屋整備 ○北側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手 	
西高屋駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停までの視覚障害者誘導用ブロックの設置 ※(主)東広島本郷忠海線の道路整備に併せて整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○南側の駅前広場及び南北自由通路の事業着手 ※入野川河川改修に併せて
特定経路沿線周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが高齢者及び身体障害者等に対する理解を深め、積極的に手助けする環境を創出するために必要な啓発活動等の実施 ◇歩道上の放置自転車の取締り強化 ◇歩道沿いの施設へ、スロープ設置の呼びかけ ◇車両の歩道乗り入れ・通過を削減するための仕組みづくりの検討 ◇落ち葉等の清掃活動の呼びかけ ◇バリアフリー等に関する啓発活動の実施（福祉まつり）等 	

5-5 その他の駅周辺に対する事業

	整備計画
白市駅	○広島空港のアクセスとなる新たな軌道系交通の整備に併せて、駅前広場等の整備について検討する。
新幹線東広島駅	○エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックが設置されており、駅前広場から駅構内に至る経路上に段差もなく、移動上とくに問題がない。